

令和5年1月版

せい かつ ほ ご  
生活保護のしおり



ひかりししゃかいふくしじむしょ  
光市社会福祉事務所

ひかりしやくしょ ふくしそうむか ほごがかり  
(光市役所 福祉総務課 保護係)

～はじめに～

にほんこくけんぽうだい じょう には、「すべてこくみんは、けんこう ふんかてき さいていげんど せいかつ  
を宮む権利を有する」ときてい されておひ、ここにほしょうされたせいぞんけん じつげん  
るためのせいでのひとつがせいかつほごせいでりようです。この「せいかつほご  
せいかつほごせいでりよう せいかつほごせいでりよう ばあい けんり ぎむ について、みな  
まにごりかいいただくことをもくてきとしてさくせいしました。

## もくじ 目次

1	せいかつほごせいでりよう 生活保護制度とは	…	1
2	せいかつほごせいでりよう なが 生活保護制度利用までの流れ	…	1
3	せいかつほご しゅるい 生活保護の種類	…	4
4	せいかつほごせいでりよう けんり 生活保護制度を利用するときの権利	…	5
5	せいかつほごせいでりよう ぎむ 生活保護制度を利用するときの義務	…	5
6	ほごひ へんかん 保護費の返還	…	9
7	ほごひ ちようしゅう ふせいじゅきゅう 保護費の徴収（不正受給）	…	9
8	びょうき いりようきかん じゅしん 病気やケガをしたとき（医療機関への受診について）	…	10
9	ふふくもう た 不服申し立て	…	10
10	ちくたんとういん やくめ 地区担当員（ケースワーカー）の役目	…	11
11	みんせいいいん れんけい 民生委員との連携	…	11
12	た えんじょ その他の援助	…	11

※ このしおり文中、「ぶんちゆう ふくしじむしょ ひかりししゃかいふくしじむしょ ほごがかり  
福祉事務所」とは、光市社会福祉事務所（保護係）のことを  
さ指します。

## 1 生活保護制度とは

わたしたちは、生活しているうちに病気になったり、ケガをしたり働き手が死亡したりなど、いろいろな事情で生活費や医療費などの支払に困ることがあります。

生活保護制度とは、このようなときに自分たちの能力や資産を活用し、できる限りの努力をしても生活ができない場合に、国が一定の基準に従って最低限度の生活を保障するとともに、1日も早く、自分たちの力または他の方法で生活できるようになるまで、援助をする制度です。

## 2 生活保護制度利用までの流れ

### (1) 相談

生活に困っている、生活保護制度を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談してください。生活保護制度について説明をさせていただくとともに、各種社会保障施策の活用について検討します。

### (2) 申請

生活保護制度の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。福祉事務所で申請書類をお受け取りいただき、必要事項を記入のうえで提出してください。

また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産の状況を確認できる資料の提出を求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

### (3) 調査

生活保護の申請をされますと、次のような調査を行います。

○生活状況を把握するための生活実態調査（家庭訪問など）

○預貯金、保険、不動産、動産（自動車など）などの資産調査

○扶養義務者による援助（仕送りなど）の可否の扶養義務者調査（扶養義務を果たすことが期待できない扶養義務者がいる場合などは、その事情をご相談ください）

○年金などの社会保障給付、給与収入などの調査

○病状の把握、就労の可能性の判断などのため、主治医への病状実態調査

など

さまざまな調査のあと、生活保護制度の利用ができるかどうかの審査を行います。

審査に当たっては、一緒に生活している方すべてをひとつの世帯として、生活費や

居住費、医療費などで算定される最低生活費と世帯の収入（給与、年金、手当、仕送

りなども含みます）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の

収入が不足する場合は生活保護制度を利用し、不足部分を補います。自分で得るこ

とができる収入が最低生活費を超える場合、生活保護制度の利用はできません。

さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい けつてい 最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます。）	
せたい しゅうにゅう きゅうよ ねんきん てあて しおく 世帯の収入（給与、年金、手当、仕送りなど）	ふそく せいかつひ 不足してしまう生活費

ほごひ せたい ねんれい にんすう しゅうにゅうがく やちんがく  
※保護費は世帯の年齢や人数、収入額や家賃額によって

けつてい つね いったい  
決定されますので、常に一定のものではありません。

せいかつほごひ  
生活保護費

## 【資産について】

原則として、世帯の資産（預貯金、生命保険、不動産、自動車など）は生活費として処分・活用していただくこととなりますが、居住用不動産の保有は、ローン負債などがある場合を除き、認められます。

また、自動車やオートバイ（他人名義のものを含みます）の保有・使用は認められませんが、一定の要件を満たすときは自動車やオートバイの保有・使用が認められる場合があります。いずれの場合も事前に相談してください。

## 【要保護世帯向け不動産担保型生活資金について】

これは、社会福祉協議会が行う貸付事業で、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行い、その世帯の自立支援と生活保護の適正化を図る制度です。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合には、生活保護よりも当該貸付資金の利用が優先されることになっています。

## (4) 決定

調査に基づき、国が定めている基準をもとに最低生活費を計算して、あなたの世帯の収入と比べて保護が必要かどうかを決定します。生活保護制度を利用できるかどうかは、申請をした日から原則14日以内（調査などに時間がかかる場合は30日以内）に決定します。

### 3 生活保護の種類

生活保護制度には大きく分けて次の8種類の援助があり、生活上の必要に応じて受けることができます。支給にあたり、福祉事務所による検討を要するものもあります。

<p>1 生活扶助</p> <p>衣食、光熱費など日常生活に</p> <p>かかる費用</p> 	<p>5 介護扶助</p> <p>要介護者及び要支援者に対する介護サービス</p> <p>に必要な費用</p> 
<p>2 住宅扶助</p> <p>家賃や地代、住宅の補修などにかかる費用</p> 	<p>6 出産扶助</p> <p>出産のための費用</p> 
<p>3 教育扶助</p> <p>学級費、給食費、教材費など、子どもが義務教育を受けるために必要な費用</p> 	<p>7 生業扶助</p> <p>高校就学にかかる費用や、手に職をつけるために要する費用</p> 
<p>4 医療扶助</p> <p>ケガや病気の治療に必要な費用</p> <p>通院に必要な費用</p> 	<p>8 葬祭扶助</p> <p>葬儀のために必要な費用</p> 

## ○保護費の支給方法

### 1 毎月の保護費

保護費は原則として

毎月5日（5日が土日

や祝日に当たるときは、

その直前の平日）に支

給します。



### 2 臨時の保護費

アパートの契約更新料や

通学定期代など、臨時に必要と

なる一時的な保護費は、翌月分

の保護費に合わせて支給する

か、臨時的に支給します。

## 4 生活保護制度を利用するときの権利

生活保護制度を利用するかたには、次のような権利が保障されます。

1 条件を満たせばすべてのかたが平等に生活保護を利用できます。

2 正当な理由なく、生活保護をとめられたり、保護費が減少することはありません。

3 保護費として受け取ったお金や品物は、差し押さえられたり税金を課せられることはありません。

## 5 生活保護制度を利用するときの義務

1 生活向上に向けた努力をする

働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得るよう努力してください。

病気やケガで働けないかたは、医師の指示に従い、治療に専念してください。

2 ケースワーカーの指示に従う

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示を受けたときは、これに

従わなければなりません。

### 3 生活状況などに変化があったときに届け出る

生活状況などに次のような変化があったときは、保護費を調整する必要が生じる

可能性があるため、必ず、すみやかに報告してください。なお、事前にわかっている

場合は、事前にお知らせください。

#### ○世帯や生活などの状況に変化があったとき（例）

- 住所が変わるとき（転居などについては、必ず事前に相談をしてください）
- 家族に変化があったとき  
（出生・死亡・転入出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- 就職や離職をしたとき
- 健康保険の資格を取得したり喪失したとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- 海外に渡航するとき（必ず事前に相談をしてください）
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- 家賃や地代が変更されるとき
- その他、身の回りの状況に大きな変化があったとき

#### ○収入や資産などの状況に変化があったとき（例）

- 毎月の給与を受け取ったとき、また賞与収入があったとき
- 年金などの公的手当があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金を受け取ったとき
- 交通事故の慰謝料や保証金などを受け取ったとき
- 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金を受け取ったとき

• 不動産など資産の売却益があったとき

• 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

• 親族・知人、金融機関などからお金を借りた（借金をした）とき

**※上記は一例であり、金額の多い少ないにかかわらず、すべての収入について申告**

**が必要です。**

～生活保護制度利用中の借金について～

生活保護制度を利用している間に、新たに借金をした場合は、収入とみなされます。その場合、すでに受け取った保護費（医療費など、すべての扶助を含みます）からその収入分のお金を福祉事務所へ返還していただくことがあります。ただし、使い道などが一定の要件を満たす借金については、福祉事務所が事前に承認していた場合、収入としてみなさないことがあります。

必ず事前に相談してください。

～生活保護法より～

（生活上の義務）第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

（届出の義務）第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関

又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

収入を適切に申告すれば、次のような控除（※）や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除・・・収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
1 基礎控除	就労収入がある場合、給与の総額に応じて、一定の金額が控除されます。
2 未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
3 その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
<p>高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。</p>	

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、事前にご相談ください。

事後のご相談では対応できない場合がありますので、ご注意ください。



## 6 保護費の返還

次のようなときは、払いすぎた保護費（医療費など、すべての扶助を含みます）を返還していただくことがありますので、すみやかに福祉事務所へ申告をしてください。

○ 病院への入院や施設への入所などにより、生活状況が変わったとき

○ 保護費の支給後に、収入が増えたことが分かったとき

○ 資産があるにも関わらず保護を受け、その後に資産から収入を得たとき

たとえば…

- 資産（不動産、自動車、貴金属、債権など）を持っていても、すぐに処分（売却など）できずに保護を受け、保護開始後に資産が売却できたとき
- 生命保険の解約返戻金や保険金などを受け取ったとき
- 年金などの各種手当を過去にさかのぼって受給したとき
- 交通事故などによる損害賠償金を受け取ったとき



…など

## 7 保護費の徴収（不正受給）

生活保護の申請や収入の申告の内容などに偽りがあった、または故意に収入の増加を届け出なかったなどの不正な手段で生活保護制度を利用した場合、すでに支給した保護費（医療費など、すべての扶助を含みます）を徴収します。この場合、適切に申告していれば受けられていた各種控除を受けることができない可能性があります。さらに法律により懲役または罰金に処せられることがあります。

## 8 病気やケガをしたとき（医療機関への受診について）

- 病気やケガなどのため医療機関にかかりたいときは、印鑑を持ってお近くの出張所か福祉事務所に行き「診療依頼書（医療券）」を受け取り、医療機関の窓口で提出してください。社会保険に加入している方は、健康保険証も一緒に提出してください。
- 夜間や緊急などのやむを得ない理由により「診療依頼書（医療券）」を受け取れないときは、「休日・夜間等受給証」を持って医療機関へ行ってください。その後できるだけ早く、福祉事務所に連絡をしてください。
- 原則として、居住地の近くにある医療機関にかかってください。
- 同じ病気で2つ以上の医療機関にかかることはできません。
- 薬の処方については、原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の処方となります（医師が先発医薬品の使用が必要であると認めた場合を除きます）。

### 【注意】

国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証は、生活保護制度の利用中は使用できません。生活保護の開始が決定したら、国民健康保険係及び年金・高齢者医療係に返却してください。



## 9 不服申し立て

福祉事務所の決定などに疑問がある場合は、担当のケースワーカーに説明を求めてください。

それでも納得ができないときは、決定があったことを知った日から3か月以内に

山口県知事に対し、審査請求をすることができます。

## 10 地区担当員（ケースワーカー）の役割

地区担当員（ケースワーカー）とは、生活保護制度を利用するかたの困りごとの解決や自立を目指すうえでどうしていけばいいのかを一緒に考え、手助けする者です。また、地区担当員は生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

## 11 民生委員との連携

民生委員は、身近な相談役として地域の中から選ばれ、担当地域の皆さまが安心して暮らせるように、見守りや支援などを行っています。福祉事務所は、必要に応じて民生委員と連携しています。

## 12 その他の援助

生活保護が開始されると、保護費の支給のほかにも次のような援助が受けられます。申請手続きはご自身で行っていただく必要がありますので、ご相談ください。

種類	内容
固定資産税	減免
国民年金保険料	免除
NHK受信料	免除
高等学校授業料	減免
保育料	免除

その他、わからないことや困ったときは、遠慮なくご相談ください。

ひかりししゃかいふくしじむしょ  
光市社会福祉事務所

ふくしそむか ほごがり  
福祉総務課 保護係

〒743-0011

ひかりしみついにちょうめばんごう  
光市光井二丁目2番1号

ひかりしそごうふくし  
光市総合福祉センター（あいぱーく光）内

でんわ  
電話：0833-74-3004

FAX：0833-74-3071